

平成25年度 第2回臨時庁議要旨

日時：平成25年5月28日（火）

午前8時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市太陽光発電等普及促進事業の拡大について（生活環境部）

自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の環境に対する意識の高揚を図ることを目的として、太陽光発電システムを導入した方に対する補助制度を平成21年度より実施しているが、震災からの復興が進む中、災害に強くクリーンな住環境を求める市民の要望に対応し、また、再生可能エネルギーを活用した環境先進地域（エコタウン）の実現を促進するため、太陽光発電システムの補助に加え、蓄電池システム、エネルギー管理システム（HEMS）の導入支援を行うもの。

(1) 主な内容

ア 要綱の名称変更

変更前 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱

変更後 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助金交付要綱

イ 蓄電池システム

(ア) 補助対象者

石巻市内に住所を有する個人、事業所

(イ) 補助対象システム

国の補助金（定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金）で指定された機器であること。

(ウ) 補助金額

個人 蓄電池容量 1kw/h当たり 20,000円 上限 80,000円

法人 蓄電池容量 1kw/h当たり 20,000円 上限200,000円

※ 平成24年4月1日以後に新設したもの（平成24年度に遡及して補助）。

ウ エネルギー管理システム（HEMS）

(ア) 補助対象者

石巻市内に住所を有する個人、事業所

(イ) 補助対象システム

国の補助金（エネルギー管理システム導入促進事業（Hems 導入事業））で指定された機器であること。

(ウ) 補助金額

1件 上限20,000円

※ 1,000円単位を切り捨てた設置額が、国の補助金と同額の場合、補助対象外とする。

※ 平成24年4月1日以後に新設したもの（平成24年度に遡及して補助）

※ 蓄電池システム、HEMSについては、太陽光発電システム設置後において、それぞれ単独設置した場合も補助対象とする。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱の一部改正

イ 施行期日

平成25年8月

ウ 受付開始 平成25年9月

2 おたふくかぜ、水痘（水ぼうそう）予防接種費用助成について（健康部）

子どもを安心して産み育てることができる環境づくりの一環として、小児の感染症予防と保護者の経済的負担を軽減するため、おたふくかぜと水痘予防接種費用の全額を助成するもの。

(1) 主な内容

ア 接種期間

平成25年10月1日から

イ 対象者

接種時に市内に住所を有する1歳から6歳（6歳に達する日の属する年度の末日）までの小児（就学前）

ウ 接種回数

1回

エ 実施方法

接種希望者は、接種希望医療機関に予約をし、医療機関において、保険証等で住所・年齢の確認を受けた上で、予診票を記入し接種となる。また、一時避難等により10月1日以降に指定医療機関以外でおたふくかぜ、水痘予防接種を受けた方も助成対象とする。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年市議会第2回定例会に補正予算を提案

イ 石巻市おたふくかぜ等予防接種費用助成要綱の制定：平成25年10月1日施行

ウ 石巻市予防接種費用助成要綱の一部改正：平成25年10月1日施行

エ 東日本大震災に伴う健康診査等及び予防接種費用助成要綱の一部改正：平成25年10月1日施行

3 子ども医療費助成対象年齢の拡大について（健康部）

少子化対策の一環として、中学3年生までの子どもについて、医療費の一部負担金（小学4年生までは通院及び入院分、小学5年生から中学3年生は入院分）の助成を実施している。

子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、震災後、人口の流出が続いており、若い世代の定住を促進するためにも、より子育てしやすい環境を早急に整備する必要があることから、通院分の医療費助成対象年齢を小学6年生まで拡大するもの。

(1) 主な内容

ア 通院分の助成対象年齢を小学6年生（12歳に達する日の属する年度の末日）まで拡大する。

イ 平成25年10月診療分から適用する。

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 平成25年市議会第2回定例会に石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部

改正及び補正予算提案

イ 施行期日

平成25年10月1日